○○集落規約

(名称)

第1条 この集落は○○集落(以下「集落」という)と称する。

(目的)

第 2 条 集落は、地域活動の維持及び〇〇地区の発展と活性化を図ることを目的に活動する。

(事務所)

第3条 集落の事務所は佐渡市○○○番地に置く。

(会員)

第4条 集落の会員は○○地区に居住する者をもって会員とする。

(活動)

- 第5条 集落は第2条の目的を達成するために次の活動を行う。
 - (1) ○○地区の居住環境の整備するための事業の実施
 - (2) 会員の交流・親睦を図るための事業の実施
 - (3) 集落に伝わる伝統芸能の保存、継承の実施
 - (4) その他集落の目的を達成するために必要な活動の実施

(役員)

- 第6条 集落に次の役員を置く。
 - (1) 集落長 1名
 - (2) 副集落長 1名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 監事 1名
- 2 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 役員は総会において会員から選出する。
- 4 集落長は集落を代表し、集落を総括する。
- 5 副集落長は、集落長を補佐し集落長に事故ある時にはこれを代理する。
- 6 会計は、集落長の指揮の下に集落の会計を処理する。
- 7 監事は、集落の会計及び活動を監査し監督する。

(会議)

- 第7条 集落の会議は次のとおりとする。
 - (1) 総会
 - (2) 役員会
- 2 総会は毎年1月末日に開催し、集落の会計と活動について承認及び決定をする。
- 3 役員会は集落長が必要の都度開催し、総会事項以外のすべての案件を審議し処理する。
- 4 総会及び役員会の議長は集落長が務め、出席者の過半数で決定する。

(年度)

第8条 集落の年度は毎年1月1日から12月31日までとする。 (その他)

第9条 その他必要な事項は集落長がその都度定める。

付則 この規約は令和○○年○月○日より施行する。